

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成29年4月5日(水)午後1時27分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
2番	吉	川	保	男
3番	曾	束	竹	司
4番	芝	田	清	
5番	岡	井	温	宣
6番	岸	田	正	次
7番	岸	本	勇	
8番	中	村	末	春
9番	田	中	壽	嗣
10番	内	田	孝	司
11番	酒	部	治	雄
12番	辻	本	嘉	亨
13番	西	村	裕	
14番	奥	田	富	和
15番	小	西	義	清
16番	三	宅	美	子
17番	吉	川	隆	
18番	吉	川	倫	子
19番	山	田	光	夫
20番	林		勉	
21番	林		吉	一
22番	曾	束	照	雄

4. 会議録署名委員 5 番 岡 井 温 宣
 6 番 岸 田 正 次

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	武 田 隆 弘
農業委員会事務局	田 口 雄 基
産業課	三 村 明 生

6. 議 事

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可） |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口）） |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定） |
| 報告第1号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出） |
| 報告第2号 | 農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約） |
| 報告第3号 | 農地の一時使用（変更）について（農地の一時使用変更届） |

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、定刻より若干、お時間が早いですが、皆様お揃いですので、平成29年第4回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

それでは、開催にあたりまして奥田会長よりごあいさつをお願いします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定）
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出）
- 報告第2号 農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約）
- 報告第3号 農地の一時使用（変更）について（農地の一時使用変更届）

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名します。5番の岡井委員、6番の岸田委員でございます。よろしくをお願いします。

それでは議事に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（3条許可）を議題といたします。事務局説明願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる3月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

5番 岡井委員

7番 岸本委員

(事務局)

8 番 中村委員
1 1 番 酒部委員
1 4 番 奥田会長
1 7 番 吉川隆委員
2 0 番 林勉委員

事務局 3 名と都市整備課 1 名により実施しております。

議案第 1 号受付番号 1 6 について議案書 1 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 1 ページをご覧ください。

また別添農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書 1 ページをご覧くださいになり審議をお願いします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第 1 号受付番号 1 6 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第 1 号受付番号 1 6 の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 1 6 に許可することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、許可することに決定します。

続きまして、議案第 2 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願について（納税猶予（入口））を議題とします。

- (会長) 受付番号2について事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第2号受付番号2について議案書2ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当地の写真の2ページ、3ページをご覧ください。審議をお願いします。会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第2号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第2号受付番号2の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問ございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第2号受付番号2について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が農業相続人により適正に管理されており適格者と判断することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、適正に管理され、適格者であると税務署に報告します。

それでは、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（ 利用権設定 ）」を議題とします。
受付番号11について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号11について議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

- (事務局) 利用権の設定については、本日12件ございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第3号受付番号11の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第3号受付番号11の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第3号受付番号11の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
全員挙手。よって、可とすることに決定します。
続きまして、受付番号12について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号12について議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。審議をお願いします。
会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第3号受付番号12の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号12の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号12の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号13について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号13について議案書5ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号13の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第3号受付番号13の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号13の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号14について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号14について議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページ、8ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第3号受付番号14の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号14の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号14の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

これから審議していただく議案第3号受付番号15につきましては、●●委員に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定についての事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。

(●●委員 退席)

それでは受付番号15について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号15について議案書7ペー

- (事務局) ジをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧になり審議をお願いします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第3号受付番号15の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) 議案第3号受付番号15の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第3号受付番号15の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

(●●委員 入室)
- (会長) 続きまして、受付番号16について、事務局説明願います。
- (事務局) それでは、議案第3号受付番号16について議案書8ページをご覧下さい。内容については記載のとおりです。
所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ページをご覧になり審議をお願いします。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第3号受付番号16の案件につきまして、現地調査の

(●●委員)

報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

議案第3号受付番号16の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号16の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第3号受付番号17、受付番号19、受付番号20、受付番号21、受付番号22の案件は、借受人が同じですので、まとめて事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号17について議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

続きまして、受付番号19について議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

続きまして、受付番号20について議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

続きまして、受付番号21について議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

(事務局)

続きまして、受付番号 22 について議案書 14 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 14 ページをご覧ください。審議をお願いします。

会長よろしくをお願いします。

(会長)

それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。

(●●委員)

議案第 3 号受付番号 17、受付番号 19、受付番号 20、受付番号 21 及び受付番号 22 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 17、受付番号 19、受付番号 20、受付番号 21 及び受付番号 22 の説明と報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 17、受付番号 19、受付番号 20、受付番号 21 及び受付番号 22 の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、受付番号 18 について、こちらは、報告第 2 号受付番号 3 農地の使用貸借解約通知書について（使用貸借の合意解約）と関連する内容です。あわせて事務局説明願います。

(事務局)

それでは、議案第 3 号受付番号 18 について議案書 10 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本件の該当地については、使用貸借による権利の設定がされておりましたので、事前に合意解約がなされております。

使用貸借の合意解約につきましては、報告第 2 号受付番号

- (事務局) 3 議案書 17 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりです。
- 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 12 ページをご覧ください。審議をお願いします。
- 会長よろしくをお願いします。
- (会長) それでは、現地調査報告を調査委員、報告願います。
- (●●委員) 議案第 3 号受付番号 18 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
- 本件の該当地については、特に問題ないものと思われま
- (会長) 議案第 3 号受付番号 18 と報告第 2 号受付番号 3 の説明と現地調査の報告が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。
- ご意見ご質問ないようでございます。
- それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 18 の可否について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いします。
- 全員挙手。よって、可とすることに決定します。
- これで、審議は終わります。これより報告に入ります。
- それでは、報告第 1 号受付番号 4 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について（5 条届出）を事務局報告願います。
- (事務局) それでは、報告第 1 号受付番号 4 について議案書 15 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。
- 所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 15 ページをご覧ください。
- 本件については、3 月 27 日に現地調査をさせていただきます。同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせ

(事務局)

ていただきましたことを申し添えておきます。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号4の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので、続きまして、受付番号5について、事務局説明願います。

(事務局)

それでは、報告第1号受付番号5について議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の16ページをご覧ください。

本件については、3月27日に現地調査をさせていただきました。同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第1号受付番号5の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問がないようなので続きまして、報告第3号受付番号1農地の一時使用（変更）について（農地の一時使用変更届）を事務局報告願います。

(事務局)

報告第3号受付番号1について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

本件につきましては、農地の一時使用の期間の方が、1ヶ月延長になったという案件でございます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

本件については、3月27日に現地確認をさせていただきました。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第3号受付番号1の報告がありました。何かご意見ご質問ございませんか。

特に、ご意見ご質問が、ないようなので、これで、予定した議案と報告は終わります。

————— 午後2時14分 終了 —————